

資料編

CONTENTS

業績のご報告

財務諸表

貸借対照表(資産の部)(負債及び純資産の部) ……………	22
貸借対照表注記事項 ……………	23~25
損益計算書/損益計算書注記事項/ 剰余金処分計算書 ……………	26
会計監査人の監査 ……………	26
役職員の報酬体系に関する情報開示 ……………	27

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高(期末残高) / 預金・譲渡性預金残高(平均残高) / 預金者別残高(期末残高) / 常勤従業員1人当たり預金残高(期末残高) / 1店舗当たり預金残高(期末残高) ……………	28
--	----

為替業務の状況

内国為替取扱高 ……………	28
---------------	----

貸出業務の状況

貸出金科目別残高(期末残高) / 貸出金科目別残高(平均残高) / 貸出金金利別残高(期末残高) / 貸出金償却の額 / 貸倒引当金の内訳 / 貸出金業種別・使途別内訳残高(期末残高) / 貸出金の担保別内訳(期末残高) / 債務保証見返の担保別内訳(期末残高) / リスク管理債権、金融再生法に基づく開示債権 ……………	29~30
---	-------

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高 / 有価証券の種類別残高(期末残高) / 有価証券の種類別残高(平均残高) / 有価証券の残存期間別残高 / 有価証券の時価情報 / 金銭の信託の時価情報 / デリバティブの時価情報 ……………	30~31
---	-------

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率 / 業務純益 / 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り / 受取利息・支払利息の増減 / 最近5年間の主要な経営指標の推移 ……………	32~33
--	-------

経営指標

利益率/利鞘/預貸率/預証率 ……………	33
----------------------	----

新しい自己資本比率規制

(バーゼルⅢ国内基準)について ……………	34
-----------------------	----

当金庫の自己資本の充実の状況等について (バーゼルⅢ国内基準 第3の柱に基づく情報開示)

単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項 ……………	35
(2) 自己資本の充実度に関する事項 ……………	36
(3) オペレーショナル・リスクに関する事項 ……………	37
(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトの みなし計算が適用されるエクスポージャー及び 証券化エクスポージャーを除く) ……………	37~39
(5) 信用リスク削減手法に関する事項 ……………	39
(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項 ……………	39~40
(7) 証券化エクスポージャーに関する事項 ……………	40
(8) 出資等エクスポージャーに関する事項 ……………	41
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項 ……………	41
(10) 金利リスクに関する事項 ……………	41~43

貸借対照表注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～39年
その他	3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務の合計額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
 - 年金資産の額 1,575,980百万円
 - 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,718,649百万円
 - 差引額(①-②) △ 142,668百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和2年3月31日現在) 0.1099%
 - 補足説明
上記(1)③の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 917百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
繰延税金資産153百万円(繰延税金負債206百万円と相殺し、純額で繰延税金負債52百万円を計上)
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
なお、当事業年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、29.に記載しております。
有形固定資産 1,344百万円
資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュフローに基づき、減損の要否の判定をしております。
営業店舗については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグルーピングの最小単位としております。
なお、遊休資産は、各資産をグルーピングの最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュフロー、割引率等において一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、将来の不確実な経済状況及び当金庫の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
なお、当事業年度において、減損損失20百万円を計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,537百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は41百万円、延滞債権額は1,040百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9百万円です。
なお、3ヵ月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は266百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,358百万円です。
なお、上記17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は62百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
預け金(定期預金)	10,000百万円
	信金中金との為替決済取引等の担保
預け金(定期預金)	7,200百万円
	信金中金との当座借越契約及び借入金の担保
預け金(定期預金)	5,000百万円
	信金中金とのしんきん長期固定金利ローンサポート取引の担保
預け金(定期預金)	50百万円
	地方公共団体指定金融機関保証金
有価証券(国債)	1,000百万円(額面金額)
	日本銀行との蔵入代理店契約及び相対型電子貸付取引の担保

有価証券(社債) 16,600百万円(額面金額)
日本銀行との入札型電子貸付取引の担保
その他資産(保証金) 0百万円
地方公共団体指定金融機関差入担保

担保資産に対応する債務
借入金 23,486百万円

23. 出資1口当たりの純資産額 2,207円99銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、統合的リスク管理規程、信用リスクマニュアルに基づき、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理規程、市場リスクマニュアルにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には市場管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするため、信金中央金庫と長期固定金利ローンサポート取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、資産運用規程・細則に従い実施され、リスク管理統括部において、バリュー・アット・リスク(VaR)を用いてバンキング勘定全体の市場リスク量が把握されるとともに、規程の遵守状況等が管理されております。

これらの運用状況は、定期的に常務会及び理事会に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」等であり、当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、また、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、共分散行列法(保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており令和3年3月31日現在で、当金庫の市場リスク量は(損失額の推計値、相関考慮後)は、全体で4.602百万円です。また、毎月バックテストを実行し、計測方法の有効性を確認しております。

ただし、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に

算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

上記に加えて「銀行勘定の金利リスク」の枠組みに係るリスク量を市場リスク量として計測しております。計測方法については、「信用金庫施行規則第132条第1項第5号二の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の時価は12,036百万円減少するものと把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預 け 金(*1)	157,480	157,788	307
(2)買 入 金 銭 債 権	1,996	1,996	—
(3)有 価 証 券	98,567	101,216	2,648
①売買目的有価証券	—	—	—
②満期保有目的の債券	28,451	31,100	2,648
③その他有価証券	70,116	70,116	—
(4)貸 出 金(*1)	93,000		
貸 倒 引 当 金(*2)	△917		
	92,082	93,779	1,696
金 融 資 産 計	350,128	354,781	4,653
(1)預 金 積 金(*1)	295,518	295,197	△320
(2)借 用 金(*1)	23,486	23,583	96
金 融 負 債 計	319,004	318,780	△224

(*1)「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の「時価」には、「簡便な方法により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)「貸出金」に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いています。

- (2) 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)から割引計算した割引現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	
その他有価証券	非上場株式(*1)	32
	組合出資金(*2)	0

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*)	36,450	97,000	—	3,500
買入金銭債権	300	1,067	368	261
有価証券	4,542	23,571	20,847	36,286
満期保有目的の債券	299	4,308	5,648	18,194
その他有価証券のうち満期があるもの(*)	4,242	19,263	15,198	18,092
貸出金(*)	9,003	24,715	24,521	33,072
合計	50,295	146,354	45,737	73,121

(*)期間の定めのないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日以後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	137,643	27,788	9	90
借入金	14,324	6,597	1,587	977
合計	151,967	34,386	1,596	1,067

(*)預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. まで同様であります。

(1) 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,715	1,953	237
	地方債	5,478	6,004	526
	社債	17,574	19,320	1,746
	その他	2,583	2,757	174
	小計	27,351	30,036	2,684
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,100	1,064	△35
	小計	1,100	1,064	△35
合計	28,451	31,100	2,648	

(2) その他有価証券 (単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	362	331	30
	債券	33,996	33,404	592
	国債	2,011	1,997	14
	地方債	8,435	8,250	184
	社債	23,550	23,156	393
	その他	12,228	11,578	650
小計	46,588	45,314	1,273	

	株式	745	917	△172
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	15,243	15,415	△172
	国債	4,903	4,978	△75
	地方債	1,383	1,392	△8
	社債	8,955	9,044	△88
	その他	7,539	7,719	△179
	小計	23,528	24,052	△524
合計	70,116	69,367	748	

なお、上記の評価差額748百万円から繰延税金負債205百万円を差し引いた額543百万円及び買入金銭債権の評価差額金0百万円を加算した金額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	396	43	—
債券	400	0	—
国債	—	—	—
地方債	100	0	—
社債	300	0	—
その他	3,349	135	86
合計	4,145	180	86

※その他には、投資信託及び外国証券のグローバル信託の売却額と売却に伴う有価証券利息配当金98百万円を含みます。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、16,929百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが3,572百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	151百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	71百万円
役員退職慰労引当金繰入損金否認	38百万円
未払事業税損金否認	14百万円
減価償却の償却超過額	12百万円
賞与引当金超過額	11百万円
土地減損損失損金否認	11百万円
資産除去債務損金否認	10百万円
偶発損失引当金損金算入限度額超過額	2百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	329百万円
評価性引当額	△175百万円
繰延税金資産合計	153百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	205百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	206百万円
繰延税金負債の純額	52百万円

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経 常 収 益	2,667,485	2,725,406
資金運用収益	2,350,623	2,416,940
貸出金利息	1,063,562	1,035,965
預け金利息	213,568	192,141
有価証券利息配当金	1,047,149	1,163,246
その他の受入利息	26,342	25,586
役務取引等収益	184,204	207,889
受入為替手数料	102,012	118,053
その他の役務収益	82,192	89,835
その他業務収益	42,104	16,786
外国為替売買益	-	86
国債等債券売却益	16,726	618
その他の業務収益	25,378	16,082
その他経常収益	90,552	83,789
貸倒引当金戻入益	-	144
株式等売却益	40,546	81,415
その他の経常収益	50,005	2,229
経 常 費 用	1,983,414	1,869,394
資金調達費用	87,158	99,908
預金利息	63,387	78,378
給付補填備金繰入額	2,010	1,929
譲渡性預金利息	1,360	741
借入金利息	20,399	18,858
役務取引等費用	109,021	107,084
支払為替手数料	40,321	38,663
その他の役務費用	68,700	68,420
その他業務費用	61,975	86,535
国債等債券売却損	887	-
国債等債券償還損	60,151	86,004
その他の業務費用	937	530
経 費	1,641,330	1,552,609
人 件 費	891,006	863,542
物 件 費	724,344	657,498
税 金	25,978	31,568
その他経常費用	83,929	23,255
貸倒引当金繰入額	73,108	-
貸出金償却	114	0
株式等売却損	832	106
その他の経常費用	9,873	23,149
経 常 利 益	684,070	856,011
特 別 利 益	-	3
固定資産処分益	-	3
特 別 損 失	15,377	20,295
固定資産処分損	15,377	221
減 損 損 失	-	20,074
税引前当期純利益	668,692	835,719
法人税、住民税及び事業税	98,478	229,873
法人税等調整額	103,416	△ 4,522
法人税等合計	201,895	225,351
当期純利益	466,797	610,367
繰越金(当期首残高)	407,781	404,562
当期末処分剰余金	874,578	1,014,929

損益計算書注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 87円55銭
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(地域) (主な用途) (種類) (減損損失)

福島県双葉郡双葉町 営業用店舗 建物 20,074千円
営業店舗については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグルーピングの最小単位としております。

なお、遊休資産は、各資産をグルーピングの最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。

上記資産については、福島第一原発事故に伴う帰還困難区域に立地し、かつ営業休止中の店舗で借地上的建物であるため、取壊し義務があります。当事業年度において、双葉地区の復興整備に伴い取壊し費用の見積もりを行ったところ、当該地区における工事代金の単価が上昇していることから、取壊費用追加分の資産除去債務20,074千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	874,578,678	1,014,929,994
剰余金処分額	470,016,204	682,799,588
利益準備金	47,000,000	62,000,000
普通出資に対する配当金(※3.00%)	21,016,204	20,799,588
優先出資に対する配当金(※0.01%)	2,000,000	0
特別積立金	400,000,000	600,000,000
(うち、無目的積立金)	(400,000,000)	(600,000,000)
繰越金(当期末残高)	404,562,474	332,130,406

会計監査人の監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規程に基づき、中島大公認会計士事務所 公認会計士 中島 大氏及び龍崎則久公認会計士事務所 公認会計士 龍崎 則久氏の監査を受けております。

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、財務諸表という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月17日
あぶくま信用金庫

理事長 太田 福裕

●報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、次の事項を定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	99

(注1)対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
 (注2)上記の内訳は、「基本報酬」84百万円、「退職慰勞金」15百万円となっております。
 なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
 (注2)「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 (注3)令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当座預金	981	0.3	1,083	0.3
普通預金	124,689	43.3	127,460	43.1
貯蓄預金	58	0.0	49	0.0
通知預金	—	—	—	—
別段預金	844	0.2	920	0.3
定期預金	149,030	51.7	161,998	54.8
うち固定金利定期預金	149,023	51.7	161,992	54.8
うち変動金利定期預金	6	0.0	6	0.0
定期積金	4,828	1.6	4,006	1.3
計	280,433		295,518	
譲渡性預金	7,440	2.5	—	—
合 計	287,873	100.0	295,518	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金者別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
法人預金	92,490	32.1	98,937	33.4
一般法人	51,583	17.9	52,884	17.8
金融機関	193	0.0	174	0.0
公 金	40,712	14.1	45,879	15.5
個人預金	195,382	67.8	196,580	66.5
合 計	287,873	100.0	295,518	100.0

(注) 譲渡性預金を含みます。

預金・譲渡性預金残高(平均残高)

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
流動性預金	125,576	128,100
うち有利息預金	124,656	126,904
定期性預金	147,254	160,596
うち固定金利定期預金	142,459	156,551
うち変動金利定期預金	7	6
そ の 他	461	435
計	273,292	289,132
譲 渡 性 預 金	7,662	3,709
合 計	280,954	292,842

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：
 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：
 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

常勤役員1人当たり預金残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
預 金 残 高	2,617	2,787

(注) 譲渡性預金を含みます。

1店舗当たり預金残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
預 金 残 高	16,933	17,383

(注) 譲渡性預金を含みます。

為替業務の状況

内国為替取扱高

(単位：百万円)

区 分		令和元年度		令和2年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
為 替	仕 向 為 替	132,663	119,231	132,613	120,825
	被 仕 向 為 替	178,931	143,598	186,855	143,908
代 金 取 立	仕 向 為 替	754	1,145	715	1,308
	被 仕 向 為 替	833	1,612	546	1,213

貸出業務の状況

貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	2,287	2.5	2,224	2.3
証書貸付	86,934	95.7	89,357	96.0
当座貸越	1,541	1.6	1,356	1.4
割引手形	73	0.0	62	0.0
合 計	90,837	100.0	93,000	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	2,035	2.2	2,212	2.3
証書貸付	85,711	96.1	88,882	96.3
当座貸越	1,297	1.4	1,099	1.1
割引手形	72	0.0	60	0.0
合 計	89,117	100.0	92,255	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金金利別残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
貸 出 金	90,837	93,000
固 定 金 利	65,587	68,208
変 動 金 利	25,250	24,792

貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	114	0

貸出金業種別・使途別内訳残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比	
業 種 別	製 造 業	73	2,047	2.2	82	3,051	3.2
	農 業、林 業	21	266	0.2	23	328	0.3
	漁 業	4	8	0.0	3	5	0.0
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	1	41	0.0
	建 設 業	207	4,846	5.3	208	5,325	5.7
	電気、ガス、熱供給、水道業	24	6,100	6.7	27	5,812	6.2
	情 報 通 信 業	1	19	0.0	1	16	0.0
	運 輸 業、郵 便 業	23	1,814	1.9	22	1,843	1.9
	卸 売 業、小 売 業	128	2,515	2.7	135	3,104	3.3
	金 融 業、保 険 業	22	18,089	19.9	20	17,575	18.8
	不 動 産 業	132	10,084	11.1	134	9,930	10.6
	物 品 賃 貸 業	1	4	0.0	2	104	0.1
	学術研究、専門・技術サービス業	3	29	0.0	3	64	0.0
	宿 泊 業	23	1,959	2.1	26	2,360	2.5
	飲 食 業	56	749	0.8	63	767	0.8
	生活関連サービス業、娯楽業	38	948	1.0	40	955	1.0
	教 育、学 習 支 援 業	3	98	0.1	3	114	0.1
	医 療、福 祉	41	2,659	2.9	42	2,757	2.9
	その他のサービス	98	1,354	1.4	103	1,488	1.6
	小 計	898	53,597	59.0	938	55,649	59.8
国・地方公共団体等	22	26,195	28.8	20	26,286	28.2	
個 人	2,594	11,044	12.1	2,401	11,064	11.8	
合 計	3,514	90,837	100.0	3,359	93,000	100.0	
使 途 別	設 備 資 金		38,320	42.1		38,417	41.3
	運 転 資 金		52,517	57.8		54,583	58.6
	合 計		90,837	100.0		93,000	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	259	263	—	259
	令和2年度	263	290	—	263
個別貸倒引当金	令和元年度	1,091	679	481	609
	令和2年度	679	627	24	654
合計	令和元年度	1,351	942	481	869
	令和2年度	942	917	24	917

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出業務の状況

貸出金の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	359	0.3	312	0.3
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	16,477	18.1	15,966	17.1
そ の 他	—	—	—	—
計	16,836	18.5	16,278	17.5
信用保証協会・信用保険	7,716	8.4	12,395	13.3
保 証	838	0.9	685	0.7
信 用	65,446	72.0	63,641	68.4
合 計	90,837	100.0	93,000	100.0

債務保証見返の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	52	4.7	46	4.7
そ の 他	—	—	—	—
計	52	4.7	46	4.7
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保 証	—	—	—	—
信 用	1,033	95.1	920	95.2
合 計	1,086	100.0	966	100.0

リスク管理債権、金融再生法に基づく開示債権

10～11ページに掲載しております。

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	4,747	5.5	8,630	8.7
地 方 債	14,396	16.9	15,296	15.5
社 債	47,088	55.3	50,080	50.7
株 式	1,154	1.3	1,140	1.1
外 国 証 券	10,554	12.4	15,841	16.0
その他の証券	7,068	8.3	7,611	7.7
合 計	85,010	100.0	98,600	100.0

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の種類別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	3,746	4.5	7,564	8.1
地 方 債	15,305	18.6	14,766	15.8
社 債	44,496	54.2	49,376	52.9
株 式	1,195	1.4	1,368	1.4
外 国 証 券	10,787	13.1	13,205	14.1
その他の証券	6,508	7.9	6,918	7.4
合 計	82,039	100.0	93,198	100.0

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の残存期間別残高

令和元年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	502	1,529	199	516	—	2,000	—	4,747
地 方 債	203	1,724	2,712	1,630	992	7,132	—	14,396
社 債	3,394	6,129	6,465	4,267	8,051	17,363	1,418	47,088
株 式	—	—	—	—	—	—	1,154	1,154
外 国 証 券	501	793	711	1,558	779	5,504	704	10,554
その他の証券	—	346	135	289	280	—	6,017	7,068
合 計	4,601	10,522	10,223	8,263	10,103	32,001	9,294	85,010

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

令和2年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	1,510	199	—	514	500	5,905	—	8,630
地 方 債	907	2,282	2,448	637	1,129	7,891	—	15,296
社 債	1,821	7,574	7,232	3,880	11,974	16,274	1,323	50,080
株 式	—	—	—	—	—	—	1,140	1,140
外 国 証 券	302	1,110	1,805	601	993	6,216	4,810	15,841
その他の証券	—	474	443	368	247	—	6,078	7,611
合 計	4,542	11,641	11,930	6,002	14,844	36,286	13,352	98,600

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券に関する状況

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	令和元年度			令和2年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,718	1,986	267	1,715	1,953	237
	地 方 債	5,565	6,164	598	5,478	6,004	526
	社 債	17,177	19,079	1,901	17,574	19,320	1,746
	そ の 他	2,782	2,953	170	2,583	2,757	174
	小 計	27,244	30,183	2,938	27,351	30,036	2,684
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	700	695	△ 4	-	-	-
	そ の 他	1,400	1,234	△ 165	1,100	1,064	△ 35
	小 計	2,100	1,929	△ 170	1,100	1,064	△ 35
合 計	29,344	32,112	2,768	28,451	31,100	2,648	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	令和元年度			令和2年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	299	291	8	362	331	30
	債 券	30,240	29,558	682	33,996	33,404	592
	国 債	3,029	2,998	30	2,011	1,997	14
	地 方 債	8,780	8,532	248	8,435	8,250	184
	社 債	18,430	18,026	403	23,550	23,156	393
	そ の 他	7,010	6,498	511	12,228	11,578	650
小 計	37,550	36,348	1,202	46,588	45,314	1,273	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	822	1,107	△ 284	745	917	△ 172
	債 券	10,830	10,994	△ 164	15,243	15,415	△ 172
	国 債	-	-	-	4,903	4,978	△ 75
	地 方 債	49	50	△ 0	1,383	1,392	△ 8
	社 債	10,780	10,944	△ 164	8,955	9,044	△ 88
	そ の 他	6,429	6,946	△ 517	7,539	7,719	△ 179
小 計	18,082	19,048	△ 966	23,528	24,052	△ 524	
合 計	55,633	55,396	236	70,116	69,367	748	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 評価差額は、償却原価法適用後の帳簿価額と時価の差額から、未受渡の売却損益を控除して、計上しております。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ございません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券
(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	32	32
その他有価証券 組合出資金	0	0

金銭の信託の時価情報

- 運用目的の金銭の信託 該当ございません。
- 満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。
- その他の金銭の信託 該当ございません。

デリバティブの時価情報

- 金利関連取引 該当ございません。
- 通貨関連取引 該当ございません。
- 債券関連取引 該当ございません。
- クレジットデリバティブ取引 該当ございません。
- 株式関連取引 該当ございません。
- 商品関連取引 該当ございません。

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	2,263,465	2,317,031
資金運用収益	2,350,623	2,416,940
資金調達費用	87,158	99,908
役務取引等収支	75,183	100,804
役務取引等収益	184,204	207,889
役務取引等費用	109,021	107,084
その他業務収支	△ 19,871	△ 69,748
その他業務収益	42,104	16,786
その他業務費用	61,975	86,535
業務粗利益	2,318,777	2,348,087
業務粗利益率	0.72%	0.68%

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
業務純益	696,505	810,478
実質業務純益	700,347	810,478
コア業務純益	744,658	895,864
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	724,988	797,469

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

区 分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	321,763	341,097	2,350,623	2,416,940	0.73	0.70
うち貸出金	89,117	92,255	1,063,562	1,035,965	1.19	1.12
うち預け金	147,841	152,895	213,568	192,141	0.14	0.12
うち有価証券	82,039	93,198	1,047,149	1,163,246	1.27	1.24
資金調達勘定	290,908	309,978	87,158	99,908	0.02	0.03
うち預金積金	273,292	289,132	65,397	80,308	0.02	0.02
うち譲渡性預金	7,662	3,709	1,360	741	0.01	0.01
うち借入金	9,951	17,134	20,399	18,858	0.20	0.11

(注) 1. 資産運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度221百万円、令和2年度228百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 48,728	△ 45,281	△ 94,009	141,244	△ 74,927	66,317
うち貸出金	12,748	△ 40,515	△ 27,767	37,450	△ 65,047	△ 27,597
うち預け金	△ 15,468	△ 32,357	△ 47,825	7,301	△ 28,728	△ 21,427
うち有価証券	23,379	△ 42,623	△ 19,244	142,434	△ 26,337	116,097
支払利息	△ 2,174	△ 3,989	△ 6,163	5,714	7,036	12,750
うち預金積金	△ 1,670	△ 1,843	△ 3,513	3,790	11,121	14,911
うち譲渡性預金	30	163	193	△ 702	83	△ 619
うち借入金	△ 774	△ 2,070	△ 2,844	14,725	△ 16,266	△ 1,541

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

損益の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経 常 収 益(千円)	3,266,406	2,968,832	2,885,926	2,667,485	2,725,406
経 常 利 益(千円)	1,363,680	1,076,809	736,047	684,070	856,011
当 期 純 利 益(千円)	1,260,274	847,838	517,862	466,797	610,367
出 資 総 額(百万円)	10,748	10,738	10,714	10,701	10,693
普通出資(百万円)	748	738	714	701	693
優先出資(百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
出 資 総 口 数					
普通出資(千口)	7,489	7,385	7,144	7,013	6,937
優先出資(千口)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
純 資 産 額(百万円)	33,351	34,101	34,578	34,366	35,317
総 資 産 額(百万円)	326,865	332,045	327,498	333,915	356,239
預 金 積 金 残 高(百万円)	281,278	279,120	273,960	280,433	295,518
貸 出 金 残 高(百万円)	81,909	86,482	88,642	90,837	93,000
有 価 証 券 残 高(百万円)	81,193	81,836	80,613	85,010	98,600
出資に対する配当率					
普通出資(%)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
優先出資(%)	0.11	0.06	0.00	0.01	0.00
出資に対する配当金 (出資1口当たり)					
普通出資(円)	3	3	3	3	3
優先出資(円)	11	6	0	1	0
役 員 数(人)	10	9	11	11	11
うち常勤役員数(人)	6	5	7	6	7
会 員 数(人)	13,704	13,436	12,672	12,336	12,131
職 員 数(人)	103	103	105	104	99
単 体 自 己 資 本 比 率(%)	31.91	32.63	33.09	32.26	32.73

- (注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度以前においては旧告示に基づく開示、平成25年度以降においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 職員数は期末人員(期末日付退職者を除く)を記載しております。
3. 優先出資の配当率は、発行価額に対する配当率を表記しております。

経営指標

利益率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.21	0.24
総資産当期純利益率	0.14	0.17

$$(注) 総資産経常(当期純)利益率 = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

預貸率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
期 末 預 貸 率	31.55	31.47
期 中 平 均 預 貸 率	31.71	31.50

$$(注) 1. 預貸率 = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利 鞘

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
資 金 運 用 利 回	0.73	0.70
資 金 調 達 原 価 率	0.58	0.52
総 資 金 利 鞘	0.15	0.18

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預証率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
期 末 預 証 率	29.53	33.36
期 中 平 均 預 証 率	29.20	31.82

$$(注) 1. 預証率 = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

新しい自己資本比率規制(バーゼルⅢ国内基準)について

【バーゼルⅢ国内基準とは】

バーゼルⅢ国内基準とは、平成26年3月31日から適用開始となった金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。

従来は、平成4年3月末からバーゼルⅠ、平成19年3月末からバーゼルⅡが適用されておりましたが、日本の実情を十分に踏まえつつ、国際統一基準を参考にしたバーゼルⅢ国内基準が適用されることとなりました。

バーゼルⅢ国内基準は3つの柱から成り立っております。

第1の柱 最低所要 自己資本比率

「第1の柱」では、最低所要自己資本比率を定めております。自己資本比率とは、総資産に占める自己資本の割合で、金融機関の健全性を示す最も重要な指標です。なお、平成26年3月31日から新しい自己資本比率の算式が適用されることとなりました。具体的には、分子の構成では、自己資本の段階構造は廃止され、「コア資本」に一本化されました。また、分母の構成では、信用リスク・アセットにCVA及びCCPリスクが追加されました。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額} \left(\begin{array}{l} \text{コア資本に係る基礎項目の額} \\ - \\ \text{コア資本に係る調整項目の額} \end{array} \right)}{\begin{array}{l} \text{信用リスク・アセットの額の合計額} \\ + \\ \text{(オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\%) \end{array}} \geq 4\%$$

(国内基準適用金融機関)

第2の柱 金融機関の 自己管理と 監督上の検証

「第2の柱」では、「第1の柱」の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスクや信用集中リスク等)も含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実への取組みを期待されております。また、その取組みについて監督庁は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められております。

第3の柱 市場規律

「第3の柱」では、情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算方法等についての情報開示が求められております。

当ディスクロージャー誌におけるバーゼルⅢ国内基準の開示は、この第3の柱に対応するものです。開示の詳細につきましては、35～43ページをご覧ください。

用語解説

【BIS規制】

BIS規制とは、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準のことで、バーゼル合意ともいいます。BIS規制では、日本を含むG10諸国を対象に、自己資本比率の算出方法や、最低基準などが定められており、国際間における金融システムの安定化や、銀行間競争の不平等を是正することなどを目的として、1993年3月から適用されました。

【バーゼル銀行監督委員会】

バーゼル銀行監督委員会は、G10諸国の中央銀行総裁会議によって、1975年に設立されました。通称、バーゼル委員会と呼ばれています。

バーゼル銀行監督委員会は主に、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ベルギー、オランダ、スイス、スウェーデン、ルクセンブルグ、スペインの銀行監督当局と中央銀行の上席代表者により構成されています。

【国際決済銀行(BIS:Bank for International Settlements)】

国際決済銀行(BIS)は、各国の中央銀行が出資する国際機関で、スイスのバーゼルに本部があります。第一次世界大戦後のドイツの賠償処理を円滑に行うために1930年に設立されましたが、第二次大戦後は、中央銀行間の国際金融政策の協調の場として活躍しています。

BISでは、G10諸国の中央銀行総裁会議や年次総会を定期的に開催しています。

I . 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率(バーゼルⅢ国内基準)

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,171	34,753
うち、出資金及び資本剰余金の額	20,701	20,693
うち、利益剰余金の額	13,493	14,080
うち、外部流出予定額(△)	23	20
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	264	291
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	264	291
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	34,436	35,045
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	13	10
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13	10
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	13	10
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	34,422	35,034
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	102,117	102,508
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,928	△ 2,625
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,928	△ 2,625
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,578	4,520
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	106,696	107,028
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	32.26%	32.73%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

地域とともに

コーポレートデータ

業績のご報告(資料編)

営業のご案内

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	102,117	4,084	102,508	4,100
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	98,087	3,923	96,805	3,872
現 金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	20	0	20	0
地方公共団体金融機構向け	100	4	100	4
我が国の政府関係機関向け	858	34	862	34
地方三公社向け	58	2	62	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,474	1,298	31,543	1,261
法人等向け	30,091	1,203	30,221	1,208
中小企業等向け及び個人向け	5,292	211	5,549	221
抵当権付住宅ローン	1,519	60	1,513	60
不動産取得等事業向け	10,430	417	9,959	398
3ヵ月以上延滞等	80	3	138	5
取立未済手形	7	0	4	0
信用保証協会等による保証付	69	2	92	3
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出 資 等	1,430	57	1,981	79
出資等のエクスポージャー	1,430	57	1,981	79
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上 記 以 外	15,654	626	14,754	590
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,879	475	11,866	474
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,556	62	1,556	62
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	383	15	391	15
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	1,835	73	940	37
②証券化エクスポージャー	168	6	101	4
証 券 化	168	6	101	4
うち S T C 要件適用分	-	-	-	-
うち非 S T C 要件適用分	168	6	101	4
再 証 券 化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,521	220	6,780	271
マ ッ ク ・ ス ル ・ 方 式	5,521	220	6,780	271
マ ン デ ー ト 方 式	-	-	-	-
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	-	-	-	-
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	-	-	-	-
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式 (1 , 2 5 0 %)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,928	△ 117	△ 2,625	△ 105
⑥C V A リスク相当額を8%で除して得た額	136	5	166	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	10	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,578	183	4,520	180
ハ. 単 体 総 所 要 自 己 資 本 額 (イ + ロ)	106,696	4,267	107,028	4,281

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要について】

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもろろんのことTier 1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も逡減しており、ほとんど依存しておりません。

用語解説

【抵当権付住宅ローン】

パーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

【証券化エクスポージャー】

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。

(3)オペレーショナル・リスクに関する事項

[オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要について]

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、「信用リスク・市場リスクおよび流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスク」と定義しています。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会、ペイオフ対応委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

[オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称]

当金庫は「基礎的手法」を採用しております。

<オペレーショナル・リスク>

$$\frac{7,232\text{百万円} \times 15\%}{3} \div 8\% = 4,520\text{百万円}$$

[オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の計算方法及び算出結果]

<計算式>

$$\frac{\text{粗利益(直近3か年のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3か年のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

<直近3か年の粗利益>

(単位：千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	3か年合計
2,435,557	2,363,089	2,433,474	7,232,121

用語解説

・事務リスク ・システムリスク ・法務リスク
 ・人的リスク ・有形資産リスク ・風評リスク
 13 ページ参照

(4)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
国 内	322,929	340,342	91,924	93,967	73,302	81,619	151	389	288	263		
国 外	10,554	15,841	-	-	10,554	15,841	-	-	-	-		
地域別合計	333,483	356,183	91,924	93,967	83,856	97,460	151	389	288	263		
製造業	6,185	8,634	2,047	3,051	3,458	4,972	-	-	-	-		
農業、林業	266	328	266	328	-	-	-	-	-	-		
漁業	8	5	8	5	-	-	-	-	-	-		
鉱業、採石業、砂利採取業	298	439	-	41	298	398	-	-	-	-		
建設業	5,555	6,835	4,846	5,325	693	1,494	-	-	9	-		
電気・ガス・熱供給・水道業	12,796	13,378	6,100	5,812	6,576	7,430	-	-	-	-		
情報通信業	216	265	19	16	181	201	-	-	-	-		
運輸業、郵便業	5,314	5,256	1,814	1,843	3,500	3,413	-	-	10	-		
卸売業、小売業	4,215	5,117	2,515	3,104	1,614	1,917	-	-	45	44		
金融業・保険業	33,815	34,233	18,089	17,575	15,512	16,433	-	-	8	-		
不動産業	11,473	11,418	10,084	9,930	1,389	1,488	-	-	53	48		
物品賃貸業	4	104	4	104	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門、技術サービス業	33	68	29	64	-	-	-	-	-	-		
宿泊業	1,959	2,360	1,959	2,360	-	-	-	-	-	31		
飲食業	949	967	749	767	200	200	-	-	7	-		
生活関連サービス業、娯楽業	948	955	948	955	-	-	-	-	122	116		
教育、学習支援業	98	114	98	114	-	-	-	-	-	-		
医療、福祉	3,063	3,169	2,659	2,757	404	412	-	-	2	-		
その他のサービス	1,962	2,286	1,354	1,488	593	797	-	-	-	-		
国・地方公共団体等	68,558	72,901	26,195	26,286	42,363	46,615	-	-	-	-		
個人	11,044	11,064	11,044	11,064	-	-	-	-	28	23		
その他	164,724	176,287	1,086	966	7,068	11,684	151	389	-	-		
業種別合計	333,483	356,183	91,924	93,967	83,856	97,460	151	389	288	263		
1年以下	13,083	13,545	8,482	9,003	4,601	4,542	-	-	-	-		
1年超3年以下	21,996	25,568	11,474	13,927	10,522	11,641	-	-	-	-		
3年超5年以下	20,932	22,717	10,709	10,787	10,223	11,930	-	-	-	-		
5年超7年以下	16,399	16,847	8,136	10,845	8,263	6,002	-	-	-	-		
7年超10年以下	22,579	28,519	12,476	13,675	10,103	14,844	-	-	-	-		
10年超	69,623	69,358	37,622	33,072	32,001	36,286	-	-	-	-		
期間の定めのないもの	168,871	179,629	3,021	2,655	8,139	12,212	151	389	-	-		
残存期間別合計	333,483	356,183	91,924	93,967	83,856	97,460	151	389	-	-		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、買入金銭債権、その他の銀行勘定等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は29ページを参照願います。

【信用リスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、信用VaRを採用しております。信用VaRは、モンテカルロ・シミュレーションを10万回行うことにより期待損失(EL)および非期待損失(UL)を算出しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と業務推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった、経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」および「貸倒償却および貸倒引当金の計上に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる、正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、優良担保・優良保証および一般担保・一般保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

用語解説

【デリバティブ取引】

株式、金利、為替などの原資産に対し、これらから派生して生まれるたいわゆる「派生商品」を対象とする、先渡取引、先物取引、オプション取引、スワップ取引およびこれらに類似する取引のことです。商品原資産とする商品先物などもあるものの、一般的には金融派生商品を指します。

【クレジットポリシー】

与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものです。

【信用 VaR】

VaR(バリュー・アット・リスク)とは、今後、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内(信頼水準)で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間のデータをもとに、理論的に算出する値のことをいいます。

信用 VaR は、この計測手法を使用し、貸出金のリスク量を算出する手法です。

【モンテカルロ・シミュレーション】

乱数を用いたシミュレーションを何度も行なうことにより近似解を求める計算手法。確率ゲームを含むカジノで有名なモナコのモンテカルロからその名を付けられました。

【期待損失 (Expected Loss)】

一定の保有期間において発生が予想される損失の平均値。一般貸倒引当金でカバーすべき損失と捉えています。

【非期待損失 (Unexpected Loss)】

現在の貸出の全体構造や経済環境を前提とした時、一定の前提で生じる最大損失額から、期待損失を差し引いた額。自己資本でカバーすべき損失と捉えています。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	目的使用		その他		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製 造 業	197	0	0	0	196	-	0	0	0	0	-	-
農 業、 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	213	194	194	95	125	8	88	185	194	95	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	4	3	-	-	4	4	4	3	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	10	10	10	-	-	-	10	10	10	0	-
卸売業、小売業	112	75	75	42	28	-	83	75	75	42	-	-
金融業・保険業	8	8	8	-	-	8	8	-	8	-	-	-
不 動 産 業	18	14	14	7	-	-	18	14	14	7	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門、技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	104	-	-	-	-	-	104	-	-
飲 食 業	27	18	18	32	-	-	27	18	18	32	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	282	124	124	102	130	3	151	120	124	102	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、 福 祉	214	216	216	215	-	-	214	216	216	215	-	-
その他のサービス	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	12	11	11	12	-	4	12	7	11	12	0	0
合 計	1,091	679	679	627	481	24	609	654	679	627	0	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	500	77,030	—	97,040
10%	—	10,590	—	10,813
20%	2,267	163,037	4,151	157,605
35%	—	4,269	—	4,266
50%	15,552	4,053	21,237	3,441
75%	—	5,464	—	5,384
100%	2,717	35,515	2,238	32,631
150%	—	18	—	82
250%	—	2,952	—	3,152
1,250%	—	—	—	—
その他	888	7,008	321	11,459
合計	331,868		353,830	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. その他には複数の資産を裏付けとする(所謂ファンド等)のうち、上記リスク・ウェイト区分に該当しないもののエクスポージャーの額を記載しております。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関について】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I) ・(株)日本格付研究所(JCR) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

用語解説

【適格格付機関】

パーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることが出来る格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

【リスク・ウェイト】

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産毎に分類して用います。

【(5)信用リスク削減手法に関する事項】

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		369	313	3,259	3,673	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、信用保証協会、住宅融資保険やしんきん保証基金があります。信用度の評価としましては、信用保証協会や住宅融資保険付保証は政府保証と同様の評価とし、しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付による評価をしています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

【(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取扱ってはおりませんが、有価証券の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。有価証券については、「資産運用規程」「資産運用細則」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。なお、リスク管理態勢の高度化として、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的なリスク管理を行っております。

また、本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

区 分	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
① 派 生 商 品 取 引 合 計	455	553	455	553
(i) 外 国 為 替 関 連 取 引	39	184	39	184
(ii) 金 利 関 連 取 引	397	313	397	313
(iii) 金 関 連 取 引	—	—	—	—
(iv) 株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
(v) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—	—
(vi) そ の 他 コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—	—
(vii) ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	17	56	17	56
② 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	455	553	455	553

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

<オリジネーターの場合>

該当ございません。

<投資家の場合>

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
証券化エクスポージャーの額	1,853	1,996
(i) 住 宅 ロ ー ン	3	—
(ii) 消 費 者 ロ ー ン	205	283
(iii) そ の 他	1,643	1,713

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
0%～15%未満	—	—	—	—
15%～50%未満	1,053	583	8	4
50%～100%未満	298	999	5	19
100%～250%未満	502	414	20	16
250%～400%未満	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
(i) 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
(ii) 消 費 者 ロ ー ン	—	—	—	—
(iii) そ の 他	—	—	—	—
合計	1,853	1,996	34	40

- (注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
但し、「リスク・ウェイト区分」エクスポージャー残高」所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の一致しない場合があります。
2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳です。

【証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半を占めており、オリジネーターに該当するものはございません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資産運用規程」「資産運用細則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下のとおりです。

<投資>

- 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権
- 2) 手形債権を裏付とする信託受益権
- 3) リース料債権を裏付とする信託受益権
- 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権
- 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- 7) 債券を裏付とする信託受益権

【証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称】

当金庫は標準的手法を採用しております。

【証券化取引に関する会計方針について】

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

【証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称】

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,644	1,644	1,665	1,665
非上場株式等	1,071	1,071	1,070	1,070
合 計	2,716	2,716	2,735	2,735

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注) 2. 平成30年度より、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」とした部分は含めておりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	△ 456	△ 103

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	40	81
売 却 損	—	0
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

【銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によりリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にリスク管理委員会や経営陣による、常務会、理事会等において報告しています。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金に関しては、当金庫が定める「資産査定基準」に準じた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	6,845	11,198
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

① VaR (バリュー・アット・リスク)について

(単位：百万円)

区 分	運 用 勘 定		区 分	調 達 勘 定	
	令和元年度	令和2年度		令和元年度	令和2年度
貸 出 金	2,628	2,296	定 期 性 預 金	△ 397	△ 274
有 価 証 券 等	2,455	2,441	要 求 払 預 金	△ 341	△ 344
預 け 金	293	673	そ の 他	△ 153	△ 138
そ の 他	21	25			
運 用 勘 定 合 計	5,111	5,146	調 達 勘 定 合 計	△ 892	△ 706
銀 行 勘 定 の 金 利 リ ス ク				令和元年度	4,475
				令和2年度	4,601

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。

2. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。但し、相殺後の金利リスク量は、「金利リスク・株式変動リスク・為替リスク・その他リスク」を相関考慮しているため、単純相殺値とリスク量は必ずしも一致いたしません。

【銀行勘定における市場リスク管理の方針及び手続の概要について】

金利リスクとは市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行ない、対策を講じる態勢としております。

具体的には、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出するVaR (バリュー・アット・リスク)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的な計測を行ない、リスク管理委員会が協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要について】

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法	VaR (バリュー・アット・リスク) {金利観測期間5年、信頼区間99%、保有期間125日}	
計測対象	資産運用及び調達勘定	
コア預金	対象	流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
	算定方法	1. 過去5年の最低残高 2. 過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高 3. 現残高の50%相当額 1~3のうち最少の額を上限とする。 令和2年度は3.の現残高の50%相当額が最小となりました。
満期	2.5年にコア預金が全額あると想定	
リスク計測の頻度	月次ベース	

用語解説

「VaR (バリュー・アット・リスク)」

将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出する手法をいいます。

「コア預金」

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長時間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しています。

「ALM」

ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシート上のリスク管理方法をいいます。

②IRRBB (金利リスク)について

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	12,036	10,572	599	264				
2	下方パラレルシフト	0	0	18	16				
3	ス テ ィ ー プ 化								
4	フ ラ ッ ト 化								
5	短 期 金 利 上 昇								
6	短 期 金 利 低 下								
7	最 大 値	12,036	10,572	599	264				
		ホ		ハ					
		当期末		前期末					
8	自 己 資 本 の 額	35,034		34,422					

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することになりました。
 3. 上記の金利リスク(ΔEVE及びΔNII)の値については、上方・下方パラレルシフトおよびスティープ化のシナリオに基づき計測し、最大値を記載しております。スティープ化については、上方・下方パラレルシフトの値以下だったことから、記載しておりません。
 なお、フラット化・短期金利上昇・短期金利低下については、任意の記載のため、記載しておりません。

金利リスクに関する事項

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動といたうで管理を行っています。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。(ただし、株式等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているもの及び期間の定めがない、または正確な期日を把握することが困難な科目等は除く)

(イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

期中においては、リスク管理部がリスクの状況をモニタリングし、定期的にリスク管理委員会及び常務会に報告し、業務運営の状況について詳細に報告のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(ウ) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で計測しています。

(2)金利リスクの算定手法の概要

(ア)開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	該当事項はありません。
⑤複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
⑥スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明	該当事項はありません。

(イ)信用在庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a)金利ショックに関する説明

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例などに基づく金利変動としています。

(b)金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦制度として、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限目安を設定しています。具体的には、リスク毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR(保有期間125日、観測期間5年、信頼水準99.9%)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠なども設定しており、半期毎にリスク資本の配賦額を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

用語解説

『金利ショック』

金利の変化(衝撃)のことで、上下100ベース・ポイント(1.0%)の平行移動などの算出方法があります。

『IRRBB(Interest Rate Risk in the Banking Book)』

市場リスクのうちトレーディング取引等を除くすべての金利に感応する資産・負債等の金利リスクのことをいいます。

『 Δ EVE』

金利ショックに対する経済的価値(EVE: Economic Value of Equity)の減少額。

『 Δ NII』

銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額。